

第二編
古代・中世



第一章 古代・中世の富士宮地域

第一節 古代・中世の風土と生産

日本史のなかの古代・中世

日本の歴史について考える際には、特定の時代を指す言葉が必要になる。政権の所在地による「奈良時代」「平安時代」「鎌倉時代」「室町時代」「江戸時代」といった呼称のほかに、「古代」「中世」「近世」「近代」「現代」という時代名称もあり、これは支配のしくみや社会の構造の特質に基づいた、おおまかな時代区分である。

畿内きんないに誕生した政権は日本列島各地に力を及ぼし、やがて天皇を頂点とする統一国家が生まれる。列島の各地には「国」が置かれ、地域の住民は中央政権や国衙くわが（国府）に租税を納めた。中国の支配体制を模した「律令制」によって統治がなされる時代が「古代」にあたるといえる。ところがこうした統治形態は永続せず、列島各地に「荘園」が生まれ、住民はそれぞれの荘園領主（中央の貴族など）に租税を納めるようになる。また、貴族の従者であった武士（武家）が力を伸ばし、鎌倉に武家政権（鎌倉幕府）が登場、京都に置かれた室町幕府は朝廷を圧倒して政治を司った。荘園と武家政権に象徴される新たな時代が「中世」にあたる。

「古代」「中世」の範囲は特定できないが、西暦六〇〇年から一一〇〇年あたりまでが古代、一一〇〇年から一六〇〇年までが中世とすると、いずれも五〇〇年続いたことになる。『富士宮の歴史 通史編Ⅰ』第二編「古代・中世」では、あわせて一〇〇〇年に及ぶ時代の富士宮市域のありさまと人々の歩みを跡づけていく。近世について

述べる『通史編Ⅱ』との境目は、この地域を統治していた徳川家康が関東に移封となった天正一八年（一五九〇）に設定し、ここまでのことがらを『通史編Ⅰ』で扱うこととした。

富士川の光景

現在の富士宮市の市域は、富士山の南西麓に位置し、富士川下流の左岸が大半で、一部に右岸を含んでいる。海には面しておらず、海そばにある富士市の北にあたる。山から海に向かって流れるいくつかの川によって、こ

の地域の地形は形づくられているので、まずは川の流れを見てみると、富士川・芝川・潤井川が北から南に流れており、芝川が富士川に合流したあと、富士川と潤井川が並んで流れ、海に至っている。（図1-1）

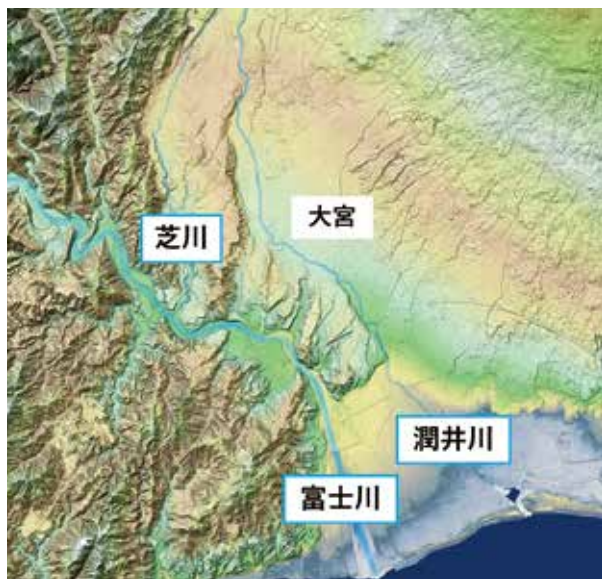


図 1-1 富士川・芝川・潤井川位置図
（スーパー地形アプリを使用）

富士川は甲斐（山梨県）から流れてくる大河で、山梨県南巨摩郡身延町・南部町を通って富士宮市域に入る。下稻子・長貫と内房の間を流れ、さらに羽鮒・沼久保・星山と富士市北松野・南松野・木島の間を流れて、このあとは富士市内を進んで海に至る。現在の富士川はほぼ一本の大河だが、かつての光景は全く違っており、たくさんのお小川が網の目状に流れていたようである。

『日本書紀』の皇極天皇三年（六四四）七月条に「東国の不尽河の辺の人」である大生部多が登場し、「不尽河」と表記されている。（写真1-1）また、承和二年（八三五）六月、太政官符によって「駿河国富士河」に「浮橋」を架けるようにとの指示がなされており、これが「富士川」「富士河」という表記の初見である。

鎌倉時代に東海道を旅した人が書き遺した紀行文にも富士川の記述がいくつかみえる。貞応二年（一二二二）に富士川に来た『海道記』の筆者は、馬に乗って川を渡っている。弘安二年（一二七九）には尼阿仏（冷泉為相の母）が富士川に来て、「十五の瀬」を渡ったと書き遺した（『十六夜日記』）。弘安三年（一二八〇）に東海道を旅した飛鳥井雅有は、「富士川は袖がつくくらい浅くて、波もなかった。多くの瀬が流れ分かれている中に家が少々あった」と、その光景を描写している（『春の深山路』）。多くの「瀬」が流れ、馬に乗って渡ることができたというのが、当時の富士川下流の状況だったのである。

天正一七年（一五八九）、京都方広寺の建築のため、富士山麓から多くの木が伐り出され、その運搬に富士川も利用された。松平家忠（三河深溝城主）の日記には次のように記されている。

山で伐採された大木は陸路で南に運ばれ、沼久保で富士川に落とされたが、やがて「洲」にぶつかって止まった。雨で川が増水したのでまた動き出したが、川が浅いので

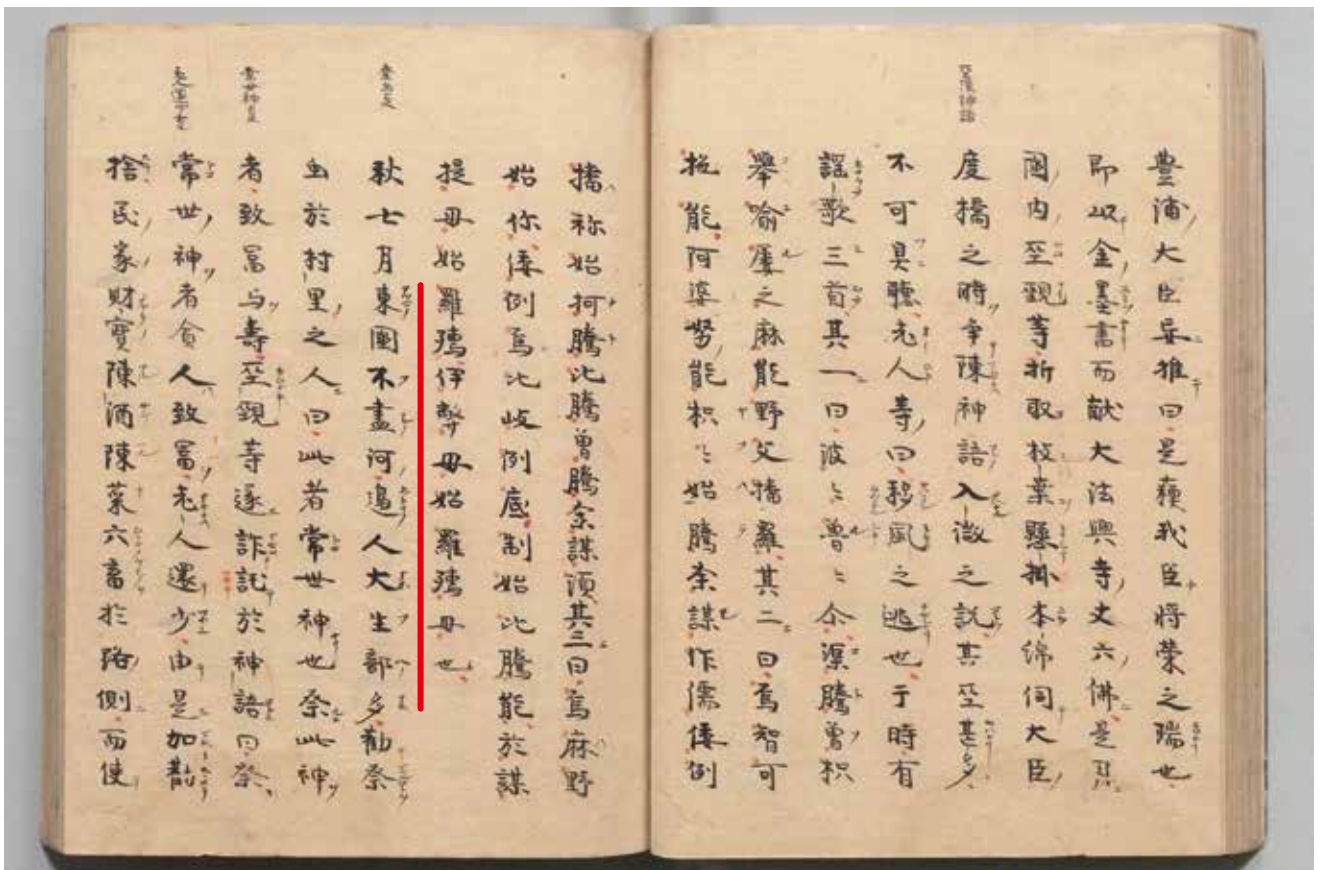


写真 1-1 日本書紀（国立公文書館蔵）
「東国不尽河辺人大生部多」という記述がある（赤線部）。

うまくいかず、結局は陸地に引き上げて吉原まで届けた。

沼久保・貫戸・富士市岩本あたりの、多くの瀬に分かれていない富士川でも水深はさほどなく、洲もあるので、船や木材を動かすのは困難だったようである。

潤井川と芝川

現在の富士宮市の中心街の南を流れている潤井川も、古代・中世の史料にその名をみせる。この川の源流は富士山麓の大沢崩れで、途中伏流水となり、やがて地表に出て大宮の南を流れ、富士市内（吉原の西）を進んで駿河湾に至る。

『万葉集』の中に「秋柏潤和川辺の小竹の芽の人には逢はね君にあへなく」「朝柏閨八川辺の小竹の芽の偲びて寝れば夢に見えけり」という和歌が収録されているが、ここにみえる「潤和川」「閨八川」が潤井川にあたる可能性は高いとみてよいだろう。

飛鳥井雅有は、富士川を渡ったあと「うるひ川」を渡り、その様子を書き留めた（『春の深山路』）。「田子の宿の端に川があり、うるひ川という。これは浅間大明神の宝殿の下から出ている「みたらし」の末だという」と、潤井川が浅間大明神（富士山本宮浅間大社（以下、浅間大社））宝殿の下から流れる「御手洗」の下流だと聞かされたことを記している。浅間大社境内の湧玉池は、かつて「御手洗水」と呼ばれ、ここから流れる川（現神田川）は潤井川に合流している。潤井川の本流は富士山麓から流れているが、東海道沿いの渡場にいる人々は、川のもとをたどると浅間大明神宝殿にいきつくこと認識していたのである。

天文二十一年（一五五二）八月、今川義元が富士浅間社（現浅間大社）

の神官にあてて出した朱印状の中に「宇流井河の東は樋爪まで」という文言がみえ、ここでは「宇流井河」と表記されている。

富士宮市の西北部から、かつての芝川町にかけては、北から南に向かって芝川が流れている。水源は富士山西麓の湧水地で、芝川地域の羽鮒・長貫で富士川に合流している。

天正一〇年（一五八二）十一月、徳川家康のもとで地域の統治にあたった井出正次が、用水の開削に関わる指示を出しているが、「横手沢村芝川井口、百間四方なり。井路一里余、堀幅三間通りなり」とみえ、「芝川」に面した横手沢（現内野）から用水路を作る計画が立てられたことがわかる（本編第四章第七節）。この用水は東南方面に開削され、飲料水や灌漑用水として利用された。

芝川から分流する用水路はほかにもあった。北山本門寺に所蔵されている『立正安国論』の奥書に「貞和五年（一三四九）四月二三日に、富士上方上野郷水口で、日源が書写した」と記されており、上野郷の中に「水口」という場所があったことがわかる。現在の富士宮市上条に「水之口」という地名があり、芝川のすぐそばに位置している。「水口」は「水路の入口」という意味なので、ここで芝川の水を取り入れ、用水路を通して南方に水を流していたものと考えられる。現在「大堰用水」という水路があるが、その原形は中世にさかのぼるとみてよいだろう。

山で暮らす人々

富士宮市の地域の大半は「山」で、山の中や麓で生活し、生業を営んでいる人々もたくさんいた。「山作」「山造」「木剪」「杣夫」などと呼ばれる人々たちである。

永禄四年（一五六一）八月、今川氏真が「富士の山造四十人」に関する朱印状を出している（本編第四章第三節）。「北山・木伐山・三沢・

下方」の山作が対象だが、木伐山は富士宮市村山、三沢は富士市三ツ沢にあたると考えられるので、北山から富士下方に至る潤井川東方の山麓に四〇人の山作がいたことがわかる。山作が以前から諸役を免除されていることを確認する内容の文書だが、「大宮や興国寺の普請などを勤めてくれているので、関銭などを納める必要はない」と記されており、山作が大宮城や興国寺城（沼津市）の普請にあたっていたことが判明する。四〇人の山作は今川氏の支配の拠点となる城の普請を担い、そのみかえりとして、ほかの役負担を免除されていたのである。

今川氏にかわって統治者となった武田氏も、前代と同様、山作たちに一定の奉公を命じ、諸役免除を認めた。元龜三年（一五七二）四月、武田信玄は富士北山の「山作衆」「木剪」にあてて朱印状を出し、今川氏の時と同じく諸役を免除するので、「御城の材木・板以下の奉公」をきちんと勤めるようにと指示している。

天正二年（一五七四）十一月、武田勝頼は富士北山の「杣取」弥左衛門と、四九人の杣夫にあてて朱印状を出し、「江尻・興国寺ならびに本栖・大宮御座席茸板・材木以下の奉公」を勤めているので、ほかの普請役は一切免除すると約束している。江尻城（静岡市清水区）や興国寺城の普請、本栖（山梨県富士河口湖町）や大宮の「御座席」（大名が泊る建物か）の茸板や材木の調達などを、北山の杣夫が担っていたことがわかる。

この朱印状には四九人の杣夫の住所と名前が列記されていて、山で生活する人々の広がりを知ることができる（表1-1）。上野・精進川・半野・佐折・内野・猪之頭は、潤井川や芝川の上流部の郷村で、そのほかの地名（御園・坂下・上平・おのさ・馬場・水まかり・町屋・中いと）は現在の富士宮市北山に含まれると推測される。現在の北山とその西に広がる一帯がまとめて「北山」と呼ばれているが、多くの杣夫がここで生活し、仕事をこなしていたのである。

地名	人名
みそ野（御園）	清左衛門、五郎左衛門、兵衛五郎、清右衛門
坂下	清九郎
上平	善右衛門
おのさ	新右衛門、与五右衛門
馬場	次郎左衛門
水まかり	宗左衛門、衛門四郎
上野	甚左衛門、次郎左衛門、源三郎
精進川	清七、次郎左衛門、弥三郎、善兵衛
半野	甚左衛門、文左衛門、善右衛門、新左衛門、次郎右衛門、新右衛門、孫右衛門、清左衛門、四郎兵衛、三右衛門、清次郎
さをり（佐折）	善右衛門、宮内右衛門、八郎左衛門、次郎右衛門、源左衛門
うつ野（内野）	新左衛門、新右衛門、甚左衛門、源右衛門、兵衛三郎、左衛門太郎、源六、七郎右衛門、縫殿右衛門、縫殿左衛門
猪之頭	七郎左衛門、縫殿助、五郎左衛門
町屋	孫右衛門
中いと	新三郎

表 1-1 武田家朱印状にみえる富士北山の杣夫

現在の富士宮市麓のあたりには、山に入って金の採掘にあたる「金山衆」と、麓にいて精錬を担当したと考えられる「麓衆」がいた。天正一〇年三月、武田氏滅亡という状況の中で富士郡に介入してきた小田原の北条氏（氏政・氏直父子）が、「金山衆・麓衆」に味方としての行動を促すよう北条氏規（伊豆韮山城主）に指示しており、この地域に「金山衆」「麓衆」がいて、軍事的役割も期待されていたことがわかる。駿河を押さえた徳川家康は、天正一一年（一五八三）五月、「金山二十二人衆」にあてて朱印状を出し、「今後城攻めの際には最前に馳せ参じ奉公すると申し出てくれたので、普請役は免除する」と約束している。坑道を掘り抜く技術を持つ金山衆は、城攻めの際には動員されて、敵城の水脈を断ち切るといった役目を果たしていたのである。

生業と生産

富士宮市域は海に面していないので、海産物は採れないが、潤井川や芝川から流れる用水路によって水田耕作は可能で、畑地も広がっていたと思われる。こうした耕地から産出される穀物や野菜などに依存しながら、人々の食生活は成り立っていた。中世の人々の食生活について具体的にわかるケースは少ないが、富士宮市域の場合は穀物や野菜の種類も含めてその実態をうかがうことができる。日蓮に帰依した駿河国富士郡の人々が食料品を甲斐国身延まで届け、日蓮が礼状を出しているが、ここに贈られた食物の品目や数量が具体的に書かれているのである。その一例として、上野郷を本拠としていた南条時光が日蓮に贈った食物（時光あての書状にみられる食物）を列記すると表1-2のようになる。

いちばん多く登場するのが「いも」である。「いも」「やまのいも」「いものいも」「いものかしら」「薯蕷」「蹲鴟」といった表記で、さまざま

まな「いも」がみえ、「いものかしら、石のように干されて候」とあるので、日蓮に贈られた「いものかしら」は干されて固くなった「干し芋」だったことがわかる。ちなみに「薯蕷」はヤマノイモ、「蹲鴟」はヤツガシラ（うづくまった鼻に似ているので蹲鴟という）の異称である。多くの場合「一駄」と記されており、馬に乗せて運ばれたものと推測される。

米は「米」「八木」「白米」「むきのしろきこめ」「焼米」といった表記でみえ、精米した「白米」や「焼米」も贈られていて、米から作ったと思われる「餅」や「十字（蒸餅）」も登場する。麦は「麦」「白麦」「小白麦」といった表記でみえ、俵や櫃に入れて運んでいる。

野菜や果物などもたくさんみえる。「大根」「ごぼう」「たけのこ」「薑」「わさび」「栗」「柑子」といったものだが、なかでも薑（しょうが）はひんぱんに贈られている。「こんにやく五枚」という記載もあり、当時から蒟蒻（蒟蒻芋が原料）が作られていたこともわかる。また生活に必要な「塩」や「油」も身延まで送り届けられている。

とくに注目したいのは「かわのり」（川海苔）で、芝川で採取されたものとみられる。「芝川海苔」（富士海苔）は地域の名産で、江戸時代には献上品だったが、これ以前の鎌倉時代、すでに芝川では川海苔が採れ、贈答品として利用されていたのである。

日蓮書状の年月日	南条時光が贈ったもの	史料番号
(文永 11 年か) 7 月 26 日	かわのり 2 帖、しやうかう (薑) 20 束	1216
(文永 11 年か) 11 月 11 日	柑子 1 籠、蕨若 10 枚、薯蕷 1 籠、牛房 1 束	1217
(建治元年か) 5 月 3 日	いものかしら 1 駄	1223
(建治元年か) 7 月 2 日	白麦 1 俵、小白麦 1 俵、河のり 5 帖	1226
(建治 2 年か) 1 月 19 日	もちろ 70 枚、酒 1 筒、いも 1 駄、河のり 1 紙袋、 だいこん (大根) 2 つ、やまのいも 7 本	1238
建治 2 年 3 月 18 日	いものかしら、河のり、わさび	1241
(建治 2 年か) 閏 3 月 24 日	塩 1 駄、あぶら 5 そう	1242
(建治 3 年か) 5 月 15 日	いものかしら 1 駄	1257
(建治 3 年か) 7 月 16 日	むぎ 1 櫃、かわのり 5 条、はじかみ (薑) 60	1258
(建治 4 年か) 2 月 25 日	蹲鴟、くしがき、焼米、栗、たかんな (笋)、す つつ	1271
(弘安元年か) 4 月 1 日	白米 1 斗、いも 1 駄、こんにやく 5 枚	1273
(弘安元年か) 7 月 8 日	むきのしろきこめ 1 駄、はじかみ (薑)	1279
弘安元年 9 月 19 日	塩 1 駄、はじかみ (薑)	1284
(弘安元年か) 閏 10 月 13 日	い糸のいも 1 駄、かうじ (柑子) 1 籠	1286
(弘安 2 年か) 1 月 3 日	餅 90 枚、薯蕷 5 本	1289
(弘安 2 年か) 8 月 8 日	塩 1 俵、蹲鴟 1 俵、はじかみ (薑) 少々	1304
(弘安 2 年か) 12 月 27 日	白米 1 駄	1316
弘安 3 年 1 月 11 日	十字 60 枚、清酒 1 筒、薯蕷 50 本、柑子 20、 串柿 1 連	1319
弘安 3 年 3 月 8 日	米 1 俵	1322
(弘安 3 年か)	白米 1 袋、いも 1 駄	1349
(弘安 4 年か) 3 月 18 日	蹲鴟 1 俵	1368
弘安 4 年 9 月 20 日	い糸のいも 1 駄、ごぼう (牛蒡) 1 つと (苞)、大 根 6 本	1372
(弘安 5 年か) 1 月 20 日	八木 1 俵、白塩 1 俵、十字 30 枚、いも 1 俵	1382

表 1-2 南条時光の贈り物

「史料番号」欄の数字は『静岡県史 資料編 5 中世一』の史料番号。

第二節 富士郡と富士上方、廬原郡と蒲原荘

駿河国富士郡

現在の日本列島は都道府県によって構成されているが、かつては「国」という単位があり、国の中には「郡」が置かれていた。富士宮市域のほとんどは「駿河国富士郡」の北部で、富士川右岸の内房は「庵原郡」（古くは「廬原郡」と表記）に属していた。

駿河国の中には志太郡・益頭郡・有度郡・安倍郡・廬原郡・富士郡・駿河郡という七つの郡があり、富士郡はそのうちのひとつだった（図1-2）。『日本書紀』皇極天皇三年（六四四）の条に「東国の不尽河の辺の人」である大生部多についての記事があり、富士は「不尽」という表記でその名を見せる。天平七年（七三五）に作られた平城宮出土の木簡に「富士郡古家郷小嶋里」「富士郡久式郷野上里」「富士郡嶋田郷鹿野里」と記されており（奈良国立文化財研究所 一九九〇）、これが「富士郡」という表記がみえる初見史料である。

天平一九年（七四七）、聖武天皇が奈良の金光明寺（後の東大寺）に封戸（人民とその家）を与えているが、駿河国益頭郡の五〇戸、富士郡の五〇戸が封戸に指定された。天曆四年（九五〇）に作成された東大寺の帳簿によれば、富士郡五〇戸は「久式郷」にあり、上納物は調絹二三三丈、庸布二八段、中男作物の紙九三〇張、租穀二〇〇石で、調絹・庸布・租穀は銭に換算して納められたようである。

郡の中には「郷」という単位があり、五〇戸で一つの郷が編成された。平安中期に成立した『和名類聚抄』（写真1-2）に、駿河国富士郡には島田・小坂・古家・蒲原・駅家・大井・久式・姫名・神戸という郷があったと記されている。そのほとんどは現在の富士市域に所在したようだが、大井郷は井堰に関わる郷名なので上井出や猪頭（井の頭）の地名が残る富士宮市北部にあたると思われる（郵岡 一九〇二）、神

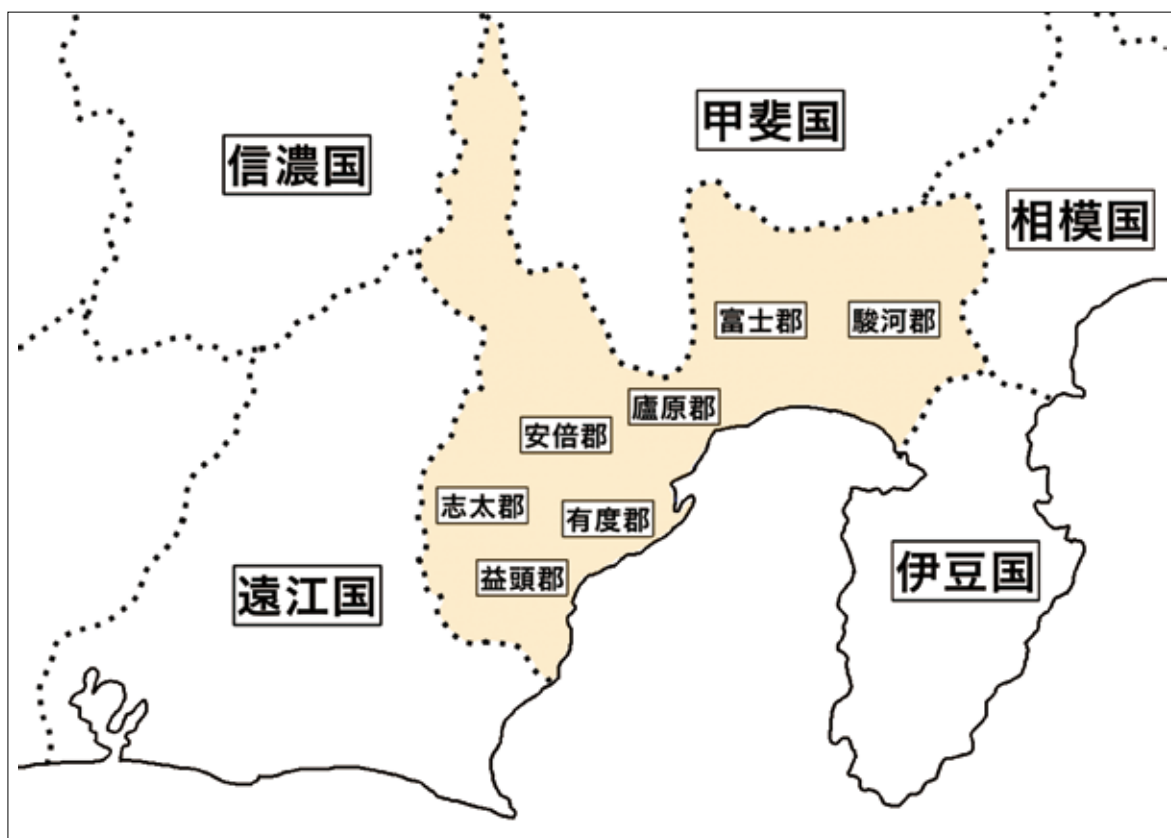


図 1-2 駿河国の各郡位置図

戸郷は富士宮市大宮とその周辺にあたるとする説も出されている（吉田 一九〇七、静岡県 一九三六）。

郡の中心地には役所（郡衙）が置かれ、大領をはじめとする「郡司」が郡内の統轄にあたった。富士浅間社（現富士山本宮浅間大社）の大宮司の家（富士氏）は、かつて「和邇部臣」と称した人々の子孫にあたるが、『浅間文書纂』所収の「富士大宮司系図」によれば、和邇部臣は孝昭天皇の子孫で、延暦一四年（七九五）に和邇部臣豊磨が「富士郡大領」に任じられ、このあと池守一國雄一淵魚一良清一清名一清嗣と続く子孫は富士郡の大領・擬大領・少領として郡の統治に関わったという。延喜二年（九〇二）には富士郡の官舎が盗賊集団によって焼かれたことを駿河国司が朝廷に報告しており、富士郡に行政を司る「官舎」が置かれていたことが確認できる。ちなみに富士郡の郡衙は発掘により、現在の富士市伝法付近にあったとされている（本章第四節）。

富士郡から富士荘へ

日本列島の支配構造は、中央政府一國一郡一郷という整然としたものだった。人々が所有する土地はすべて朝廷から与えられた「公地」で、租税は中央や国府に納められる形になっていたが、こうした体制を保ち続けるのは困難で、やがて「荘園」と呼ばれる私有地が生まれ、各地に広がっていく。地域の有力者が私有地を中央の権力者に寄進し、生産物の一部を上納する形をとることが多かったが、天皇家や摂関家なども収入源を得るため自身の荘園を増やしていった。そして駿河国富士郡も天皇家などが権益を持つ荘園となり、やがて「富士荘」と呼ばれることになる。

平安時代の末期、富士郡は天皇家の所領となり、年貢として綿（真綿）が上納されていたようである。治承二年（一一七八）に高倉天皇の皇

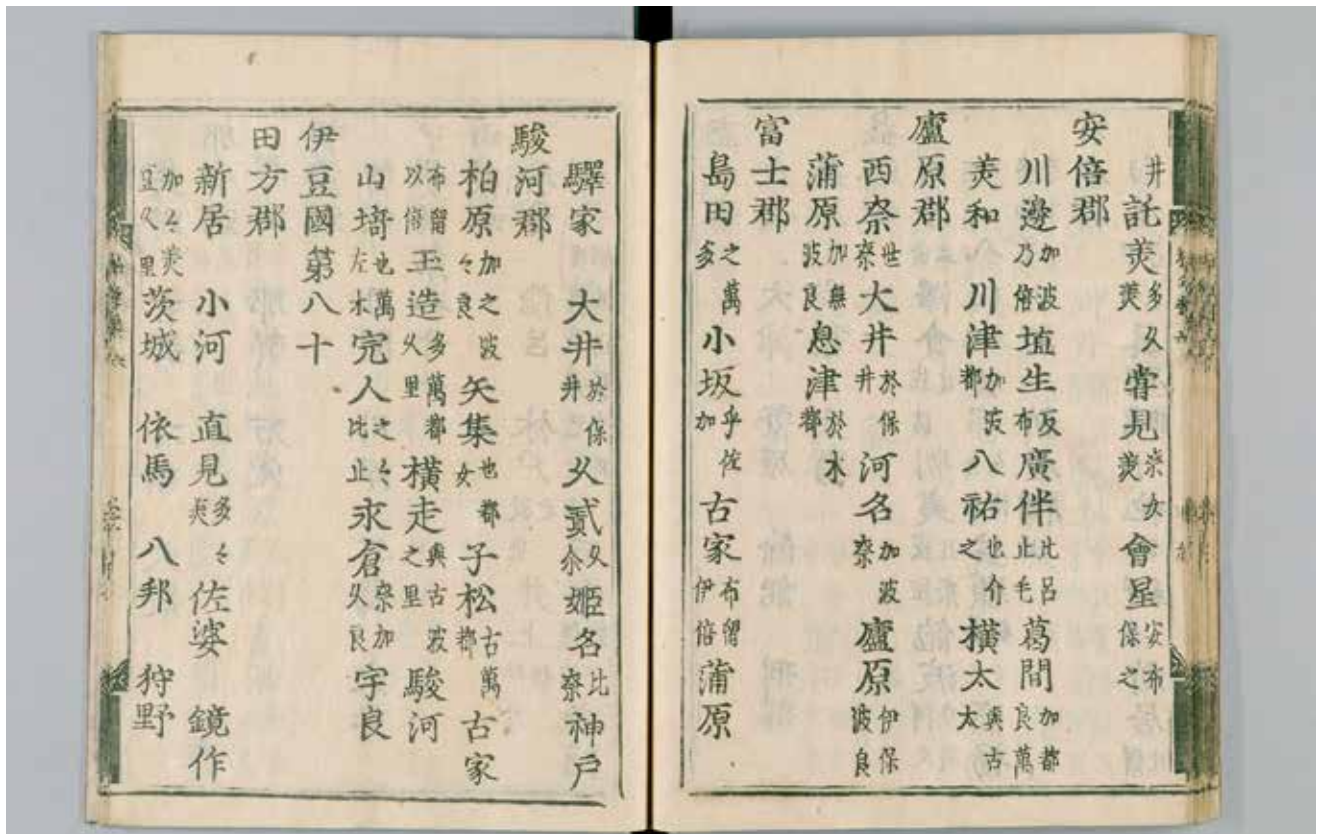


写真 1-2 『和名類聚抄』（国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/2544218>）

子（後の安徳天皇）が誕生した時、外祖父（母方の祖父）にあたる平清盛が嬉しさのあまり「富士の綿」二千両を後白河法皇に進上したと『平家物語』にみえる。当時富士郡（富士荘）は八条院（後白河法皇の妹）の所領で、清盛配下の人たちが管理にあたっていたようである。平氏が没落したあとは鎌倉の源頼朝が管理を委ねられ、富士荘は宣陽門院（後白河法皇の娘）の荘園として受け継がれた。建久六年（一一九五）には頼朝が綿千両を京都に送っているが、上納が滞ることもあり、建保四年（一二一六）には京進の綿が皆納されていないことが問題になり、「甘苔夫」（甘海苔を運ぶ人）を早く出発させることも鎌倉で議論されている。この「甘海苔」は芝川で採取された芝川海苔（富士海苔）だろうが、地域の名産品として荘園領主に納められていたのである。

鎌倉初期には年貢上納がなされていたようだが、こうした状況も長くは続かず、富士荘は実質的には消滅してしまう。そして富士郡のかりの部分は鎌倉幕府（北条氏）の管理下に置かれて「富士上方」「富士下方」という地域呼称が生まれ、海に近い地域では「賀島荘」「須津荘」という荘園が成立するのである。

富士上方・富士下方・賀島荘・須津荘

寛元二年（一二四四）一二月の鎌倉幕府政所奉行奉書に「富士下方内諸社供僧職」「富士下方政所代兵衛六郎」という表記がみえるので、この頃には「富士下方」という地域呼称が存在したことがうかがえる（ただ寛元二年という年次記載については疑問も出されている）。「富士上方」という呼称も当時からあったと推測されるが、永仁六年（一二九八）に日興が門弟や檀那に与えた本尊を列記した『日興本尊分与帳』に「富士上方曾比奈郷住人楠王児」「駿河国富士上方成出郷給主南条平七郎母尼」「富士下方熱原郷住人神四郎」といった記載がみられ、曾比奈（富士市大淵字曾比奈か）と成出（小泉若宮の一带か）

が「富士上方」、熱原（富士市厚原）が「富士下方」に含まれていたことがわかる。これを皮切りに「富士上方」の表記をもつ史料が多く見られるようになり、郷村名を明記するものも存在する。それぞれの郷村の名が記された初見史料をまとめると表1-3のようになり、「上野郷」「北山郷」「大橋」「重須」「淀志田（淀師）」「青見方」「小泉郷」「上小泉郷」「成出郷」「曾比奈郷」「天万郷」「西山村」といった一帯が「富士上方」に含まれ（大橋は猪之頭の内か、青見方は大中里の内）、浅間宮（現富士山本宮浅間大社）や先照寺（大中里）も「富士上方」に属していたことがわかる。一方の「富士下方」に関わる史料は少ないが、前記した「熱原」（厚原）のほかに「久弋」（富士市伝法付近）、「吉原」（富士市吉原）、「横尾」・「宇藤川」（富士市宇東川西町・東町）が「富士下方」に属していたことが史料から確認できる。

富士郡の中部から北部に至る広大な空間が「富士上方」で、その南に「富士下方」があったわけだが、両者の境目はどのあたりか。「天万郷」（富士市天間）は富士上方、「熱原」（富士市厚原）は富士下方なので、天間と厚原の間あたりを境にしていたと考えられる（入山瀬は下方か）。また、富士上方の「曾比奈郷」は近世の大淵村（富士市大淵）の内と推定されるので、大淵や杉田も富士上方に含まれていたと推測される。現在の富士宮市域（内房を除く）はすべて富士上方に属し、富士市域の天間や大淵も富士上方の内だったと考えられるのである。

富士郡の中に富士上方・富士下方という区域が生まれたわけだが、富士郡内には「賀島荘」「須津荘」という荘園もあり、それぞれ独自の地域を構成していた。賀島荘（賀嶋荘）は富士川と潤井川に挟まれた、富士市の岩本から前田に至る一帯で、室町時代には京都相国寺雲頂院・鹿苑院の所領だった時期もあった。須津荘は潤井川の東、現在の富士市今泉・比奈・中里・川尻の一带にあった荘園である。賀島荘

も須津荘もやがて荘園としての実態を失うが、その後も「賀島」「須津」は地域呼称として残ることになる。

	年月日	史料名	史料の中の表記
1	永仁6年(1298)	日興本尊分与帳	富士上方曾比奈郷、富士上方成出郷
2	徳治2年(1307) 2月17日	得宗家奉行人奉書 (南条時光あて)	富士上方上野郷
3	正和5年(1316) 閏10月20日	三位房竜象房間答記裏書 (日興が書写)	駿河国富士上方重須談所
4	康永4年(1345) 3月10日	富士直時讓状写	駿河国富士郡上方天万郷・上小泉郷半分・北山郷内上奴久間村
5	応永34年(1427) 5月4日	足利義持御判御教書写	富士上方内浅間宮供僧職
6	永正9年(1512) 2月7日	義忠寄進状 (日心上人あて)	駿河国富士上方西山村本門寺
7	大永3年(1523) 11月21日	由比光規讓状写 (由比寅寿丸あて)	富士上方青見方事
8	天文3年(1534) 11月7日	今川氏輝判物 (井出神左衛門尉あて)	駿河国富士上方淀志田之内弦巻田之事
9	天文12年(1543) 4月14日	今川義元判物 (井出左近太郎あて)	駿河国富士上方之内稲葉給
10	天文15年(1546) 9月25日	富士九郎次郎証状写 (日我上人あて)	駿河国富士上方小泉久遠寺之事
11	天文15年(1546) 9月29日	今川義元判物 (日我上人あて)	駿河国富士上方小泉郷久遠寺之事
12	天文18年(1549) 12月13日	今川義元判物 (井出善三郎あて)	富士上方之内大橋
13	天文24年(1555) 6月19日	今川義元判物 (先照寺あて)	駿河国富士上方先照寺之事

表 1-3 富士上方の郷村に関わる史料

廬原郡と蒲原荘

富士宮市域のほとんどは富士郡内だが、富士川の西南に位置する内房は庵原郡の内であった。庵原郡は古くは「廬原郡」と表記され、郡の中には西奈・大井・河名・廬原・蒲原・息津という郷があった（『和名類聚抄』、写真1-2）。郷名などからみて、現在の静岡市清水区（南部を除く）から富士市西部と富士宮市内房（富士川の西）に至る一帯が廬原郡の範囲と推定される。廬原郡の東南端（海のそば）に「蒲原郷」があり、現在の富士市西部や内房は蒲原郷に属していたものと思われる。

『先代旧事本紀』の「国造本紀」に、「珠流河国造」と並んで「廬原国造」がみえ、富士川から大井川に至る一帯は廬原国造の統治下にあったと推測されている。廬原郡大領などもつとめた「廬原君」はこの廬原国造にあたると思われる、いくつかの史料にその名を見せる。『古事記』に「孝靈天皇の子の日子刺肩別命は五百原の君の祖である」とみえ、『日本書紀』には天智天皇二年（六六三）の白村江の戦いの際、「廬原君臣」（「菴原公系図」には「臣足」とみえる）が援軍として派遣される予定があったと記されている（写真1-3）。天平一〇年（七三八）に作成された駿河国の正税帳には、正税の徴収役として「廬原君足磯」の名がみえ、承和二年（八三五）には「廬原公有守」と兄（柏守）が天皇から朝臣の姓を賜わっている（『続日本後記』）。『百家系図稿』所収の「菴原公系図」は廬原君の系譜と事跡をまとめたものだが、首麻呂は神護景雲三年（七六九）に国造に任じられ、大領も務めた人で、柏守・有守兄弟は首麻呂の孫（広道の子）にあたりと記されている。

廬原郡の中にも荘園が広がり、蒲原とその周辺には「蒲原荘」が成立した。富士市北松野の愛染堂にある愛染明王像の胎内札に、永正元年（一五〇四）一月二〇日に書かれた銘文があり、「駿州庵原郡蒲

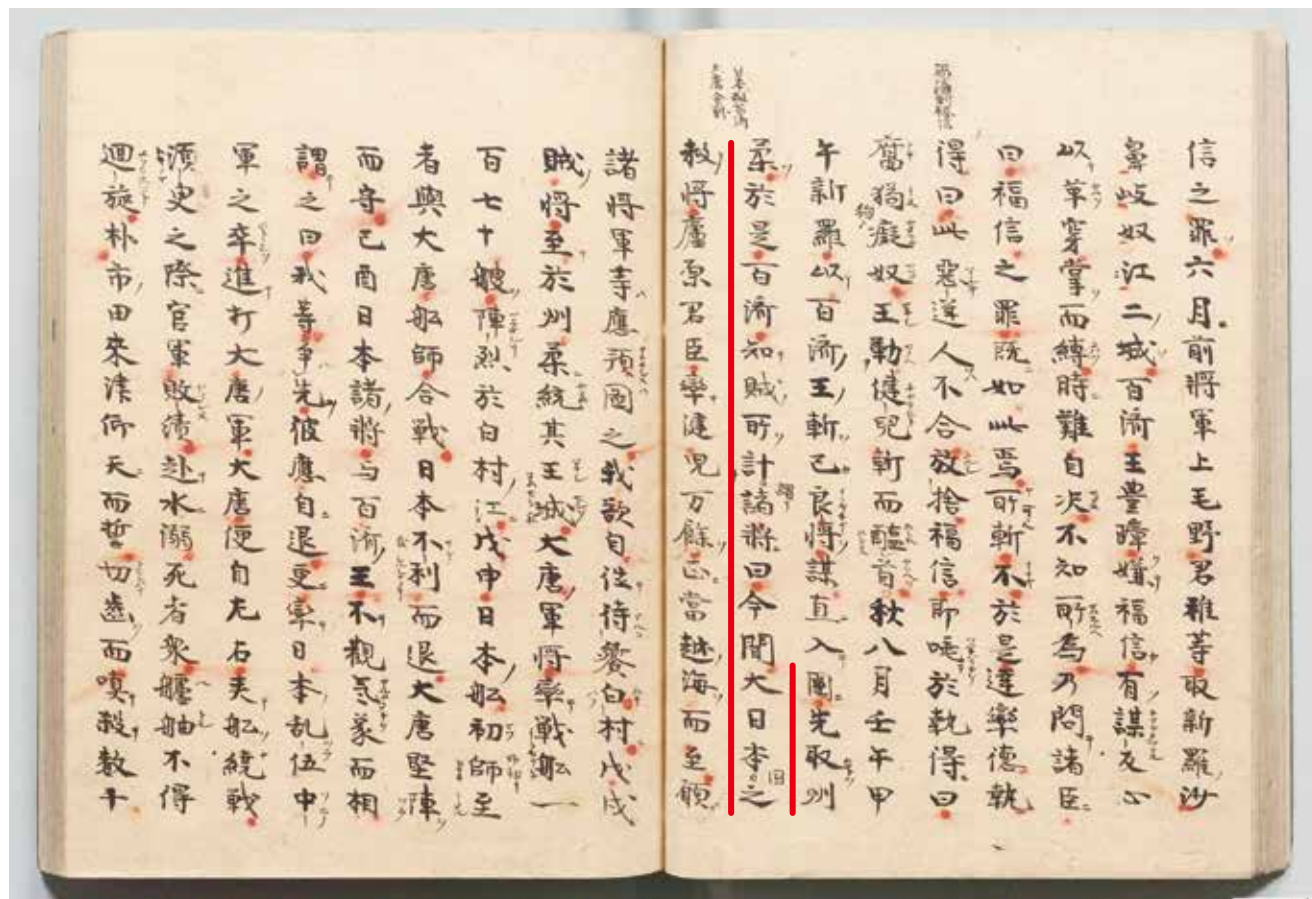


写真 1-3 『日本書紀』（国立公文書館蔵）

大日本の廬原君臣が健兒万余を率いて海を渡る予定だと記す（赤線部）。

原庄内房郷」の正禪庵しょうぜんあんにおいて愛染明王像の彩色がなされたと記されているが、「内房郷」が「庵原郡蒲原庄」の一部と認識されていたことがこの銘文からわかる。

蒲原庄は平安末期には成立していて、村上源氏の中院家や久我家が領家職を持っていた。文治四年（一一八八）六月に中原親能（預所として管理にあたっていたか）が蒲原庄の年貢未進について鎌倉幕府に陳弁しているが、「文治三年分は今年の四月に積載して纜を解いた」と文書にみえるので、荘園年貢は蒲原で船に積まれ、海路で運ばれていたことを確認できる（写真1-4）。

承久三年（一二二二）に源雅清が蒲原庄の領家職を石清水八幡宮に寄進している。このとき蒲原庄は金剛心院の所領で（金剛心院が本所）、領家職が石清水八幡宮に変更され、金剛心院への年貢は八幡宮からきちんと上納するよう定められた。室町時代の応永七年（一四〇〇）には足利義満が蒲原庄を「料所」として駿河守護今川泰範に預け置いているので、当時の蒲原庄は足利將軍家の直轄領だったことがわかる。やがて荘園としての実態は喪失するが、「蒲原」という地域のまとまりは残り、「蒲原六郷」という呼称も生まれる。永祿二年（一五五九）一二月に今川氏真が朝比奈千世増にあてて出した所領安堵の判物には「蒲原六郷の内中郷・鑰穴」とみえ、「中郷」（富士市中之郷）や「鑰穴」（中之郷の内）が「蒲原六郷」に含まれていたことがわかる。「蒲原庄」「蒲原六郷」の範囲は蒲原（静岡市清水区）から中之郷・岩淵・木島・松野を経て内房に至る一帯だったと考えられるのである。

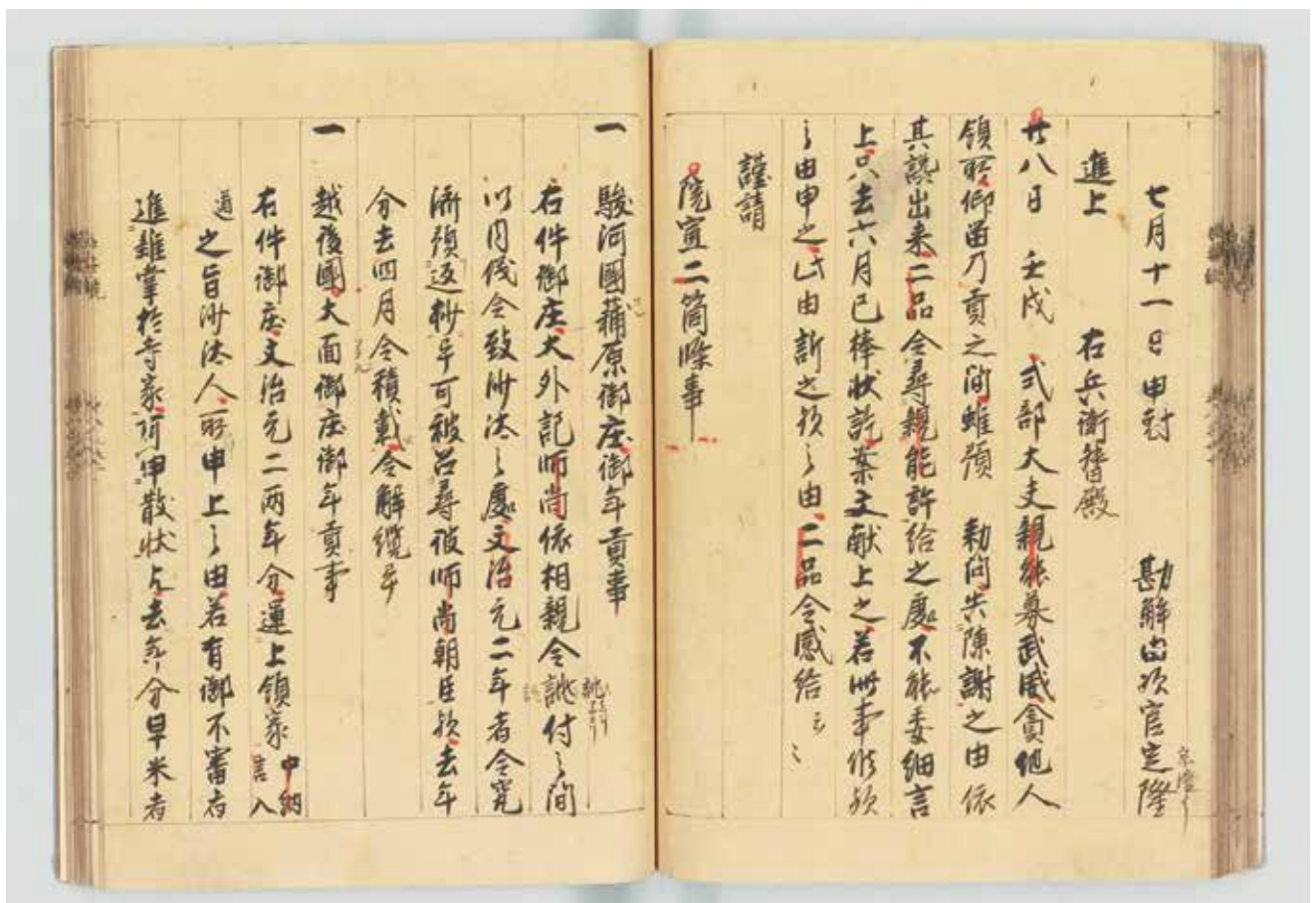


写真1-4 北条本『吾妻鏡』卷八』（国立公文書館蔵）

第三節 郷村の広がり

中世の郷村

古代の日本列島は、国―郡―郷という整然とした形で構成され、各地に五〇戸を単位とする「郷」が設定された。ただこの郷は現実の集落の状態を必ずしも反映していなかったため、やがて消滅し、中世になると人々の生活の単位である「郷」や「村」が表面に現れてくる。江戸時代には「村」という呼称に統一され、これが現在の地名（大字など）につながっていくのである。

江戸時代の集落（支配単位）は「〇〇村」という呼び方で統一されていたが、中世においては「〇〇郷」や「〇〇村」、あるいは地名のみの形で史料にみえる。「郷」の方が「村」より規模が大きいようであり、「郷」の中に「村」があるケースもある。村より小規模な集落は「〇〇名」などと呼ばれることもあった。

富士宮市域には多くの地名（大字）があるが、その源流をなす中世の「郷」や「村」も、当時の史料から存在を確認できる場合が多い。中世史料の中にはたくさん郷村名が記載されているものもあり、永禄二年（一五六九）二月に北条氏政が富士信忠にあてて出した判物（大宮城を回復した場合に所領を与えると約束）には「遊野郷」「淀師」「金宮」「外神」「小泉」「山本」「石宮」「貫戸」「若宮」「精進河」「北山」「星山」「村山」「木伐山」「神成」「大宮」「稲子」「杉田」「上野」「塩沢」「野中」といった地名が列記されている（写真1-5）。これは代表的なものだが、多くの史料に郷村の名が記されていて、中世における郷村の広がりを確認できる。

富士宮市域は広いので、「富士上方南部」「富士上方東部」「富士上方北部」「富士上方西部」「内房郷と橋上村」という五つのブロックに分けて、各地域における郷村の広がりをみていくが、そのための基礎

データとして、郷村の名がみえる史料を列記した表を作成した（222ページ）。

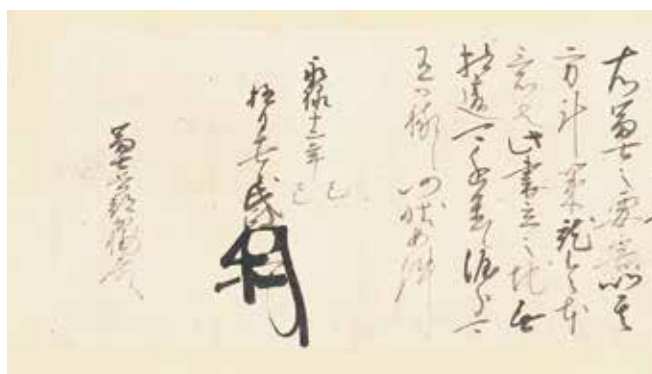
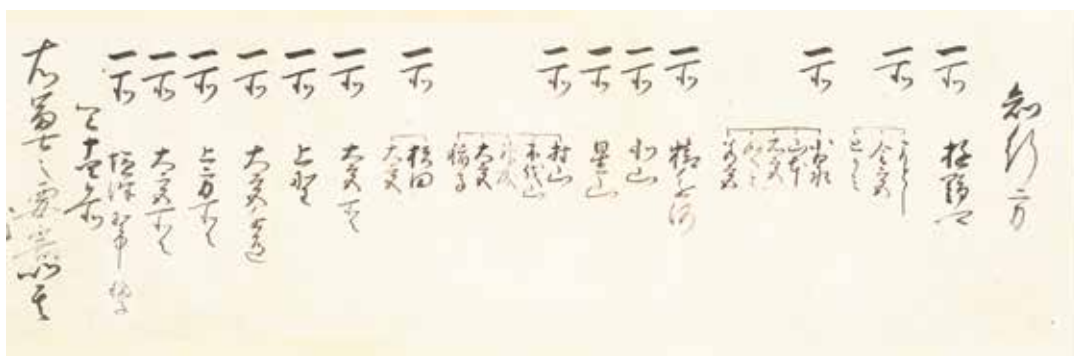


写真 1-5 北条氏政判物（大宮司富士家文書、静岡県立中央図書館蔵）

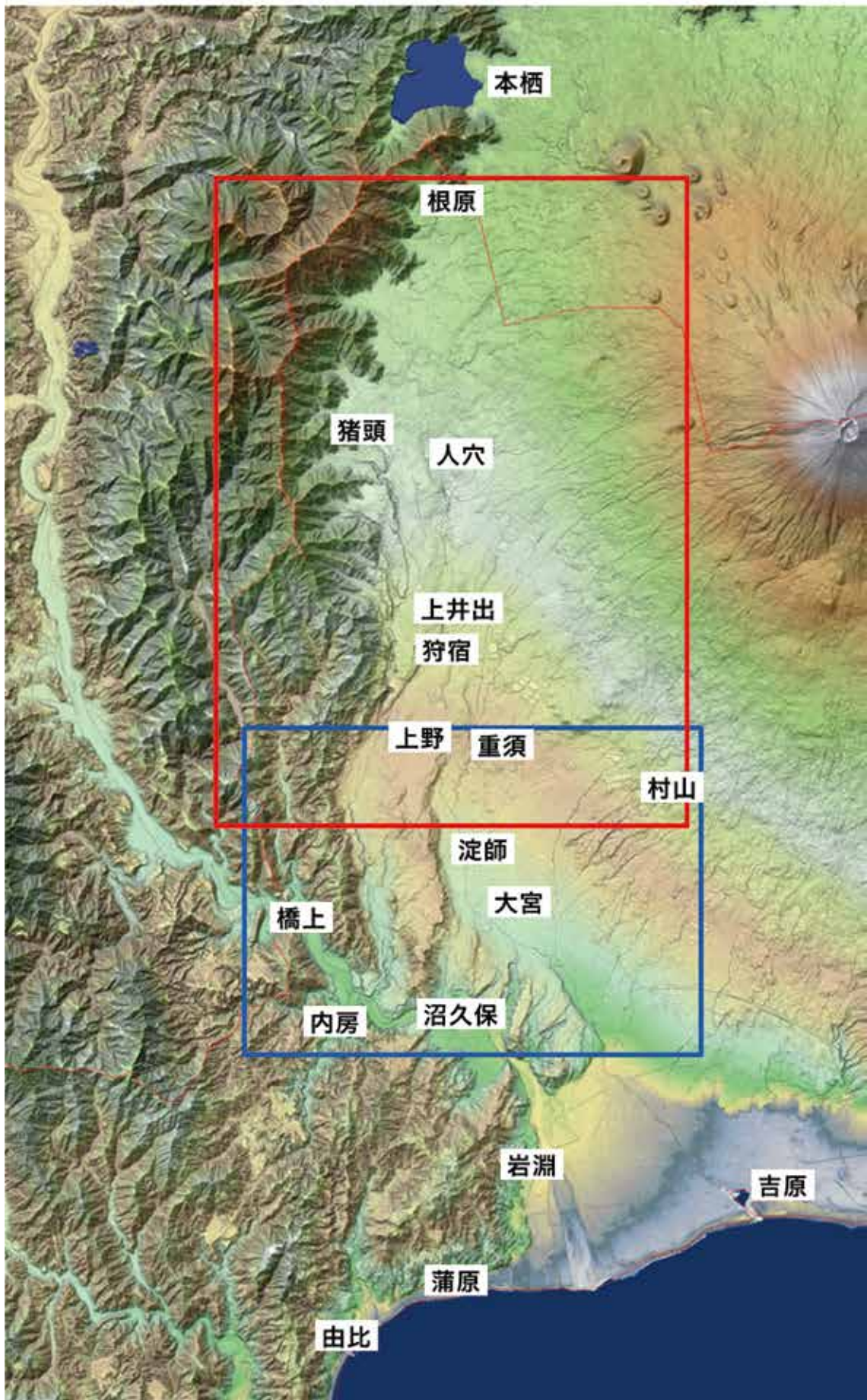


図 1-3 富士宮市域および周辺の主要郷村（スーパー地形アプリを使用）

富士上方南部の郷村 (図1-4)

まず大宮とその周辺(富士上方南部)の郷村についてみていきたい。江戸時代には大宮町・阿幸地村・源道寺村・黒田村・宮黒田村・野中村・上山本村・下山本村・天間村(富士市)・貫戸村・星山村・沼久保村・安居山村・上中里村・下中里村・青見村・淀師村・宮原村・青木村・外神村という村々があった。このうち宮黒田村は『寛永改 駿河国高附帳 富士駿東』(富士郡・駿東郡の村高などを記した帳簿で、慶安二年(一六四九)以後の作成。以下、『寛永改高附帳』)にはみえない(黒田村の内であろう)ので、その後に成立した村と考えられる。源道寺村は慶長一四年(一六〇九)の検地帳が初見、宮原村は『寛永改高附帳』の記載が初見で、中世の史料にはみえないが、ほかの村名のほとんどは中世の史料にみえるので、源道寺も宮原も中世から存在した郷村であろう。また上山本村と下山本村は「山本」、上中里村と下中里村は「中里郷」という表記で中世の史料にみえる。『寛永改高附帳』では上下に分かれているので、山本も中里も中世には一つの郷村で、近世初頭に上下に二分されたと考えられる。

そのほかの村は中世の史料にその名を見せ、古くからあったことが確認できる。ただ郷村名の表記が一定しないケースもあり、天間村は「天間」「天万」「天満」、淀師村は「淀師」「淀土」といった表記で文書に現れる。また安居山村は「青山郷」、沼久保村は「沼窪」とみえ、青木村は「大き」と史料にみえるので、かつては「おおき」と読まれていたと推測される。

江戸時代の村(支配の単位としての村)に名前はみえないが、中世の史料に現れる地名(郷村や名)もかなりある。「青柳」は東町字青柳、「木船」は貴船町や西町字木舟のあたりにあった郷村で、田中町・源道寺町・弓沢町にそれぞれ「字牛ムクリ」があるので、「うしむくり」は三つの町の境界付近にあったと考えられる。また「後代村」は宮町

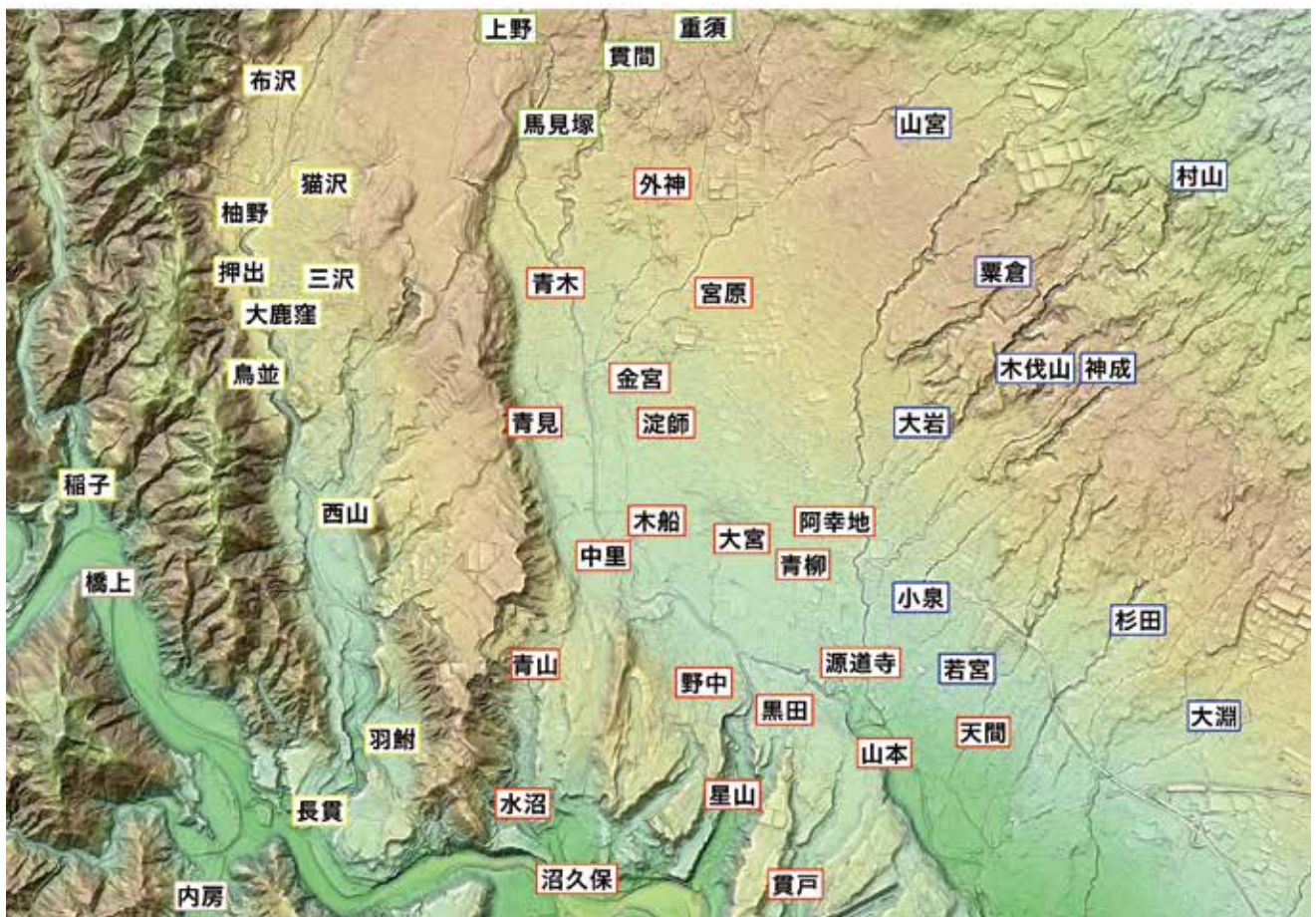


図1-4 富士上方南部・東部・西部の郷村と内房郷・橋上村 (スーパー地形アプリを使用)
 □: 南部 □: 東部 □: 北部 □: 西部 □: 内房郷・橋上村

付近にあったと推定されている。中世の大宮周辺には「青柳」「木船」「後代」「牛むくり」という郷村や名が存在していたのである。また「石宮」は山本の中の字石之宮、「水沼」は沼久保の中の字水沼、「金宮」は淀師の中の字金之宮にあったと考えられる。「田中」の地名は残っていないが、「天間の内田中」と史料にみえるので、天間の中であつた郷村であることが確認できる。

富士上方東部の郷村 (図1-4)

続いて小泉から東、村山と富士山麓一帯(富士上方東部)の郷村についてみていきたい。江戸時代には上小泉村・下小泉村・若宮村・杉田村・大淵村(富士市)・大岩村・神成村・木切山村・村山村・栗倉村・山宮村といった村々があつたが、これらの地名は中世の史料にすでにみえ、古くから郷村があつたことがわかる。「小泉」の地名は古くからみえ、康永四年(一三四五)の富士直時讓状写に「上小泉郷半分」とあるので、「上小泉郷」「下小泉郷」という呼称があつたことがわかるが、このあとの史料には「小泉」「小泉郷」とみえるので、中世には「小泉郷」としてまとまつており、近世になってから正式に「上小泉村」「下小泉村」に分かれた、ということのようである。

郷村名の表記に注目すると、神成村は「神成」「神鳴」「雷」、栗倉村は「栗倉」「粟蔵」と複数の表記がみえ、木切山村は「木伐山」と記載されるのが一般的だつた。村山については「村山」「村山郷」と表記されるが、まれに「茂良山」と記された史料もみえる。

江戸時代の村に名前は見えないが、中世の史料に現れる地名もいくつかある。「田上原」は杉田の字田上原、「曾比奈」は富士市大淵の字曾比奈と考えられる。「成出」の地名は鎌倉後期の『日興本尊分与帳』に「成出郷」としてみえるが、『富士大宮神事帳』に「成出の若宮」とあり、若宮村の八幡宮を「成出の若宮」と称していたようなので、

若宮村近辺はかつて「成出」と呼ばれていたと推測される。天正四年(一五七六)の武田勝頼判物写に「成嶋・小泉」とあるが、翌年作成の『富士大宮神事帳』に「いぬ島」がみえるので、「成嶋」は「成嶋」の誤記とも考えられる。この成嶋は小泉近辺と思われるが、地名は遺されていない。

富士上方北部の郷村 (図1-5)

潤井川や芝川の上流域(富士上方北部)にも多くの郷村が展開した。江戸時代には北山村・馬見塚村・下条村・上条村・精進川村・狩宿村・原村・半野村・佐折村・内野村・上井出村・人穴村・猪頭村・麓村・根原村といった村々があつた。このうち「原村」は「寛永改高附帳」が初見で、「下条村」「上条村」は中世の史料には「上野郷」「上野」とみえ、かつては上野と呼ばれ、近世に下条と上条に分かれたと推測される。ほかの地名は中世の史料にすでにみえ、原の地名も中世から存在したと考えられる。

郷村名の表記に注目すると、馬見塚村は「馬見墓」「大豆塚」、猪頭村は「猪頭」「猪之頭」「井頭」、狩宿村は「借宿名」という表記で中世の史料にみえる。根原村は「根原郷」「根原」と書かれるのが一般的だが、「禰原関所」と記された史料もある。

江戸時代の村に名前は見えないが、中世の史料にみえる地名もたくさんある。「重須」(北山本門寺が所在)は江戸時代、北山村に含まれていたが、中世の史料には「重須郷」「重須」とみえ、独立した郷村だつたと思われる。ただ、大永二年(一五二二)の今川氏親判物に「北山の内本門寺」、天文五年(一五三六)の今川義元判物に「富士北山重須郷」とあるので、戦国時代になると重須は「北山の内」と認識されていたことがうかがえる。「貫間」は「北山郷内上奴久間村」「ぬくま」として史料にみえ、北山の字貫間にあたると考えられる。また、

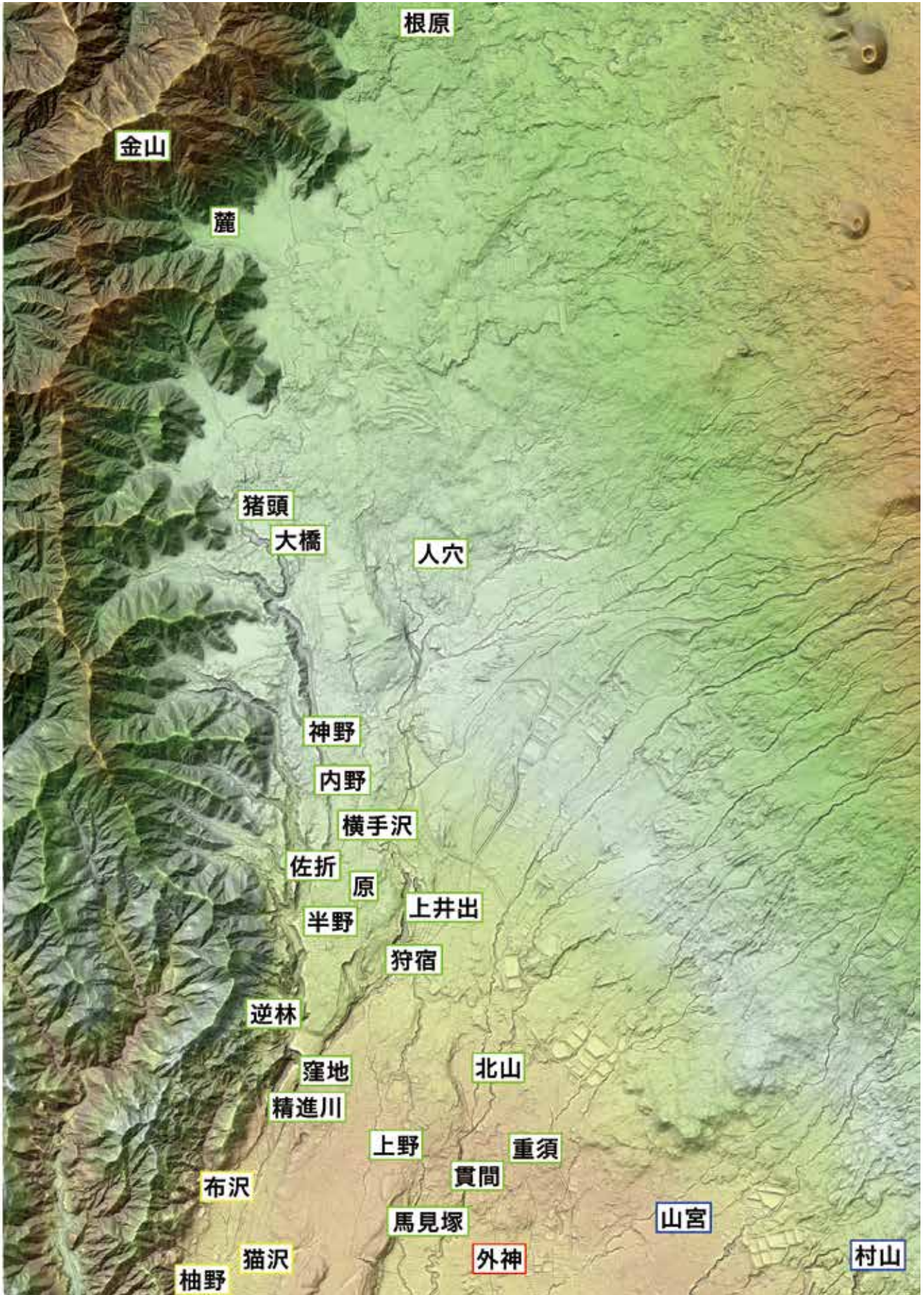


図 1-5 富士上方北部の郷村 (スーパー地形アプリを使用)

○：南部 □：東部 □：北部 □：西部

「窪地名」は精進川の字久保地周辺、「さかさはやし」は精進川の字坂林（かつては「逆林」といった、「横手沢村」は内野の横手沢、「神野」は内野の字上野^{かみの}）、「大橋」は猪之頭の大橋にあったと推測される。麓村地内には金山があり、住人は「金山衆・麓衆」として史料に現れる。金山の坑道所有者を「金山衆」、里で精錬などに従事した人々を「麓衆」と称した。

「北山」は郷村の名であるが、精進川・上野・北山以北の一带をまとめて「北山」というケースもあった。天正二年（一五七四）一月、武田勝頼が「北山」の杣夫^{そまふ}にあてて朱印状を出している。四九人の杣夫の中には上野・精進川・半野・佐折・内野・猪之頭の人が見え、こうした地域と北山を含む一帯が広い意味での「北山」と認識されていたことがうかがえる。

富士上方西部の郷村（図1-4）

芝川の下流域を中心とする、かつて富士郡芝川町に属していた地域（富士上方西部）の郷村について、続いてみていきたい。江戸時代には羽^は羽^な村・長^{なが}貫^{ぬき}村・大^お久^{ひさ}保^ぼ村・西^{にし}山^{やま}村・鳥^{とり}波^{なみ}村・大^お鹿^{しか}窪^{くぼ}村・猫^ね沢^{さわ}村・上^{かみ}柚^ゆ野^の村・下^{しも}柚^ゆ野^の村・上^{かみ}稲^{いな}子^こ村・下^{しも}稲^{いな}子^こ村といった村々があった。このうち大鹿窪村は『寛永改高附帳』が初見だが、中世からあった地名と考えられる。郷村名の表記に注目すると、上柚野村・下柚野村は中世の史料に「湯野」「遊野」「由野」「油野」と、さまざまの表記で見えるが、しだいに「油野」に統一されたようで、『寛永改高附帳』には「上油野村」「下油野村」と記されている。中世には上下に分かれていなかった。

上稲子村・下稲子村は「伊奈古郷」「稲子」という形で中世の史料にみえるが、「下伊奈子郷」「上稲子郷」「上稲籠村」という表記もみえるので、戦国時代の頃には「上稲子」と「下稲子」という二つの郷

村と認識されることもあったようである。

大久保村は「大窪郷」「大窪」、鳥波（鳥浪・鳥並）村は「鳥波」と「なみかい」という形で史料にみえる。

江戸時代の村に名前がみえない地名もいくつかあり、「北原」は西山の字原、「みさはい」とは大鹿窪の字三沢、「押出村」は下柚野の字押出のあたりと考えられ、「布沢郷」は布沢川（上柚野で芝川上流右岸に合流）の流域にあった郷と推測される。

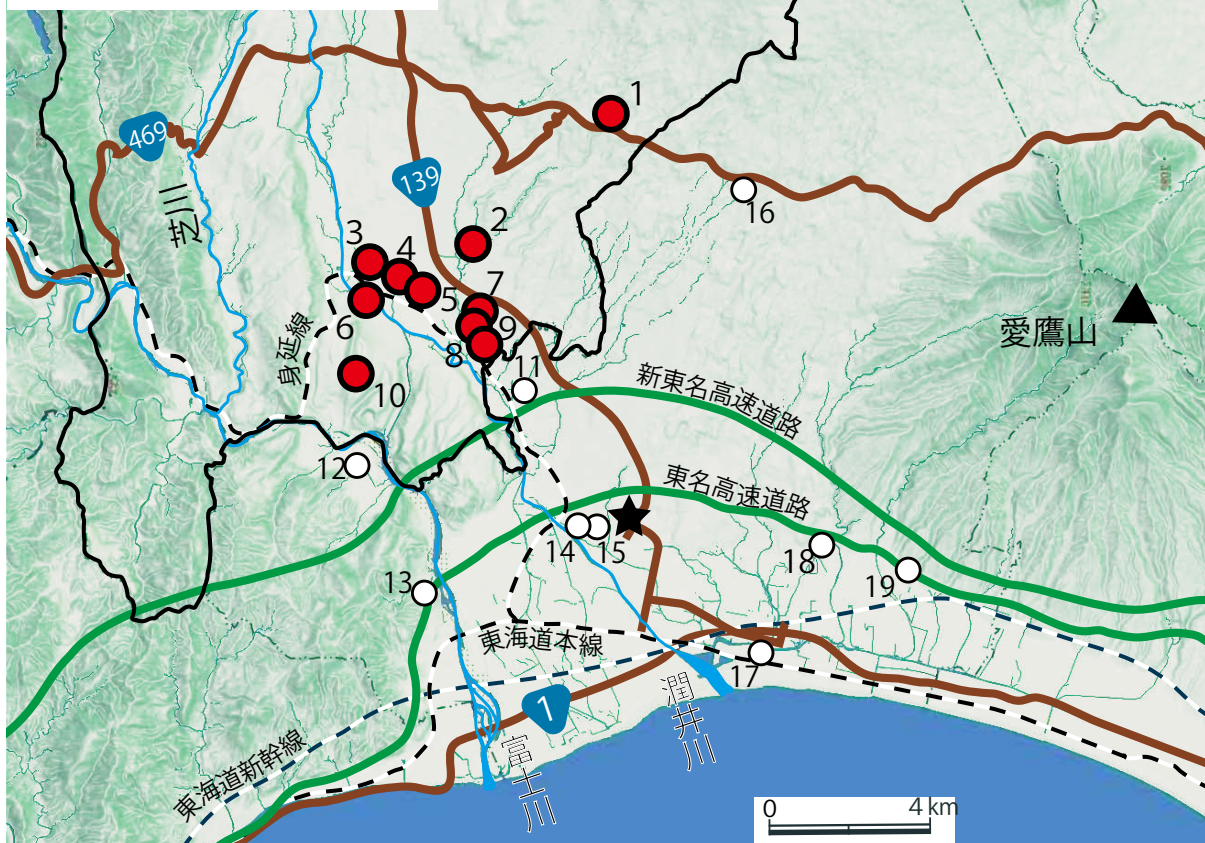
内房郷と橋上村（図1-4）

かつての芝川町域のうち、富士川より南西にある内房は、富士郡ではなく庵原郡に含まれ、江戸時代には「庵原郡内房村」と呼ばれていた。建治四年（一二七八）の日蓮書状写に「うつぶさの尼ごぜん」とあるのが、内房の地名の初見である。永正元年（一五〇四）に書かれた北松野（富士市）の愛染明王胎内札銘に「蒲原庄内房郷」とあり、内房郷は蒲原荘に含まれていたと推測される。武田氏が駿河を統治した時代、内房郷は江尻城主穴山信君の所領だったようで、信君が発給した文書が多く遺されている。

内房の北部で富士川に面している橋上は、「内房郷橋上村」という形で史料にみえ、内房郷の中に「橋上村」があったことがわかる。橋上は富士川渡船の要地で、「船役所」が置かれていた。

第四節 古代・中世の遺跡と様相

遺跡番号	遺跡名
1	村山浅間神社遺跡
2	峯石遺跡
3	牛ヶ沢遺跡
4	浅間大社遺跡
5	大宮城跡
6	泉遺跡
7	上石敷遺跡 (消滅)
8	石敷遺跡
9	権現遺跡
10	初田遺跡 (消滅)
11	天馬代山遺跡
12	浅間林遺跡
13	破魔射場遺跡
14	沢東 A 遺跡
15	中桁遺跡
16	岩倉 B 遺跡
17	三新田遺跡
18	禰宜ノ前遺跡
19	宮添遺跡
★	東平遺跡



● : 富士宮市内の遺跡 ○ : 富士市内の遺跡 ★ : 富士郡衙跡 (東平遺跡)

図 1-6 富士地域における奈良・平安時代の遺跡分布図 (地理院地図 Vector を加工して作成)

奈良・平安時代の集落動向

富士郡衙である東平遺跡(図1-7)とその周辺の関連遺跡である沢東A遺跡や中桁遺跡があるように、奈良・平安時代は富士市域で一大拠点が築かれていたと考えられる。その一方で、富士宮市域の奈良時代の遺跡の分布は現在の大岩・小泉地区に偏在しており、遺跡数も多くはなく規模も富士郡衙中枢の富士市域の遺跡と比べると小規模である。

これらの遺跡は山間地開発に伴ない、富士郡衙周辺に展開した遺跡であると考えられる。具体的な遺跡としては、竪穴建物跡一軒と掘立柱建物跡四棟が検出された石敷遺跡や、竪穴建物が三軒検出された上石敷遺跡(図1-8)、竪穴建物跡が一軒検出された峯石遺跡があげられる。しかし、これらの遺跡は八世紀後半までは継続しない。中沢遺跡では、八世紀後半代の須恵器が出土しているが、建物跡などの遺構は検出されておらず、依然として八世紀後半における富士宮市域の遺跡の動向は不明瞭である。

空白期を経て、九世紀後半に入ると唐突に小規模であるものの遺跡が再登場する。しかし、これまでの遺跡の分布とは異なり、この時期に遺跡が営まれるのは潤井川沿いと山中となる。

潤井川沿いの集落としては、牛ヶ沢遺跡と泉遺跡があげられる。牛ヶ沢遺跡(図1-9、写真1-6・7)では、竪穴建物跡の一部が検出されている。泉遺跡では、五軒ほどの竪穴建物跡が検出されており、比較的小規模な集落であるものの、まばらに集落が点在していたのではないかと考えられる。

このほかに泉遺跡などとは異なり山中に極めて小規模な居住域が村山浅間神社遺跡で見つかっている。ここでは、一軒の竪穴建物跡と一



図 1-7 東平遺跡で発見された集落の一部

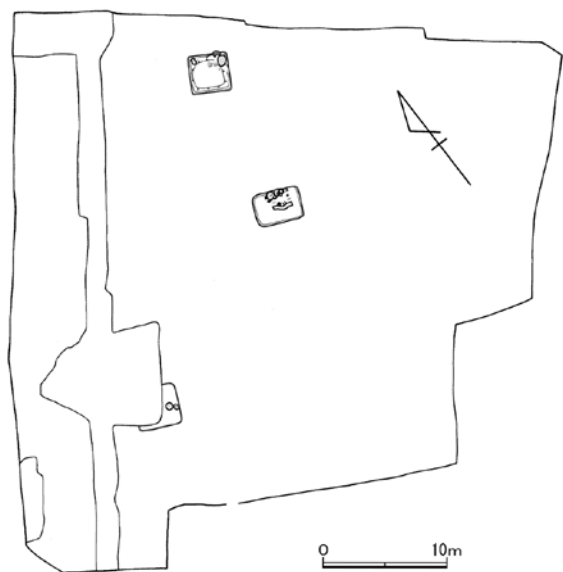


図 1-8 上石敷遺跡で発見された竪穴住居群

条の溝跡が発見されており、出土遺物から一〇世紀前半代であると考
えられる。また、周辺ではこのような建物跡が確認されていないこと
から、非常に限定された期間・範囲での居住と考えられる。出土遺物
には「朝」と書かれた墨書土器があるほか、特異な立地であることから、
宗教的な一面を考える必要性がある（本編第三章第四節）。

富士郡衙の衰退と信仰遺跡の登場

富士郡衙に関連した遺跡は、九世紀後半から一〇世紀前半ごろにな
ると勢力が弱まり、徐々に衰退していく。そして、終末段階に差し掛
かると富士市の富士川沿いに浅間林遺跡や破魔射場遺跡が入れ替わる
ように出現し、本格的な集落の造営が確認される。中枢的な集落が富
士地域の東平遺跡周辺から富士川流域へと移動したと考えられる。ま
た、この時期は『扶桑略記』に記されているように、郡衙が盗賊集団
によって放火されたといった記録が残っており、郡衙としての機能は
ほとんど崩壊していたと考えられる。

一〇世紀前半には、浅間大社遺跡（本編第三章第四節）での遺物の
出土や大宮城跡（本編第四章第四節コラム）での活動が確認できる。
浅間大社遺跡は『日本三代実録』の記載にあるように富士山に対する
祭祀を行っていたと考えられる。また、大宮城跡についても富士山本
宮浅間大社（以下、浅間大社）とともに信仰に関わっていたのではな
いかと考えられる。

加えて、村山浅間神社遺跡のように新たに山中に活動域を求めた信
仰に関わると考えられる遺跡の登場も確認できる。

九世紀後半から一〇世紀前半の富士郡衙衰退の中、浅間大社は社格
が徐々に上がっており、『日本三代実録』や『延喜式神名帳』に社格
の昇級が記されている。

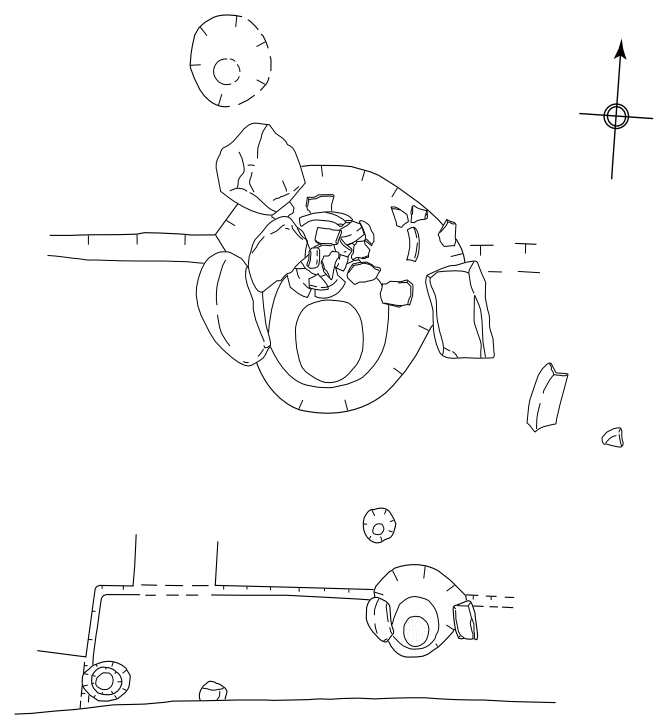
奈良時代以降の律令体制が行き詰まりを見せ始め、地域再編の動きの



写真 1-6 牛ヶ沢遺跡の住居から検出した竈（東から撮影）



写真 1-7 牛ヶ沢遺跡出土の土器



縮尺不同

図 1-9 牛ヶ沢遺跡検出住居（下）
竈拡大図（上）

中で、祭祀を執行する場が大宮へと移動したのではないかと考えられる。

富士山信仰の新たな展開と中世の様相

富士宮市域では、一〇世紀後半から一一世紀後半にかけては遺跡の分布がはっきりせず、その様相が不明瞭な状況が続く。しかし、浅間大社や大宮城は、一〇世紀前半ごろには活動をしていたと考えられる。少し遅れて一一世紀後半ごろには、山宮浅間神社遺跡でも遺物の出土が確認できるようになる（本編第三章第四節）。この時期は、三島ヶ岳における経塚の構築（写真1-8、10）や末代上人が活躍した段階（本編第五章第一節）で富士山信仰の様相が具体的になってくる時期でもある。これらの事柄を踏まえると、中世における一二世紀には、大宮の浅間大社と山宮浅間神社が相互につながりを持ち、富士山への登拝といった新たな信仰形態の画期となっているのではないかと考えられる。

その後、一四世紀ごろになると村山浅間神社遺跡でも遺物の出土が確認できるようになる。この頃から村山浅間神社遺跡では、人の活動が再びみられるようになり、北側の社叢では土地の開発などが確認できる。一五世紀〜一六世紀ごろには、大棟梁権現社のあった平坦地などが形成されるようになる。

浅間大社遺跡や大宮城跡についても中世ではカワラケのほか、現在の中国や朝鮮半島の地域で作られた青磁や白磁といった威信材が出土しており、その力の大きさがうかがえる。大宮城跡は一三世紀後半ごろから堀や土塁などが造られ、一六世紀中ごろには非常に優れた防御性を有した「城」のような様相を呈していた。

中世では一般の集落がほとんど発見されていないものの、浅間大社や大宮城が大きな力をつけていた様子から考慮すると、周辺にはいくつかの集落があり多くの人々が暮らしていたのではないかと考えられる。



写真 1-9 三島ヶ岳経塚出土の土器の一部
(浅間大社写真蔵)



写真 1-10 三島ヶ岳経塚出土の経巻
(浅間大社蔵)



写真 1-8 三島ヶ岳経塚出土の経筒
(写真右側、浅間大社写真蔵)

第五節 中世の道と宿

東海道と駅・宿

現代の人々は遠くまで旅をするとき、自動車や電車を利用するが、動力がなかった時代は、歩いたり馬に乗ったりして進むしかなかった（船に乗って海路を進むケースもあった）。

古代の中央政権は、列島各地に指示を伝えるため、地方に通じる道路を開いた。その一つが「東海道」である。駿河国にも東海道が通り、各所に「駅」が配置された。小川・横田・息津・蒲原・柏原・長倉・横走という駅があったが、貞観六年（八六四）に柏原駅は廃止され、蒲原駅が富士川の東に移された。

中世になると蒲原駅は消滅し、富士川の西に「蒲原宿」という宿が成立する。貞応二年（一一二二）に旅をした『海道記』の作者は「蒲原の宿」に泊り、富士川を馬に乗って渡っている。嘉禎四年（一一三三）に藤原頼経（鎌倉幕府の将軍）が上洛した際には、往路・復路ともに蒲原で宿泊していて、ここが街道上の主要な宿になっていたことがわかる。弘安三年（一一八〇）には飛鳥井雅有が京都から鎌倉への旅の途中で「神原といふ宿」に泊り、富士川と「うるひ川」（潤井川）を渡って「よしわら」（吉原）の家に立ち寄っている（『春の深山路』）。吉原にも人家はあったが、蒲原のように「宿」として繁栄していたわけではなかったようである。



図 1-10 中世の富士宮とその周辺（地理院地図 Vector を加工して作成）
●は街道が通った主要な場所

身延に通じる道

文永十一年（一一七四）五月一七日、日蓮は身延に赴く途中で富木常忍にあてて書状を書いており、「二四日に車返、一五日に大宮、一六日に南部に泊った」とみえ、車返（沼津市三枚橋付近）に泊った翌日に大宮に着いて一泊し、翌日は甲斐の南部（山梨県南巨摩郡南部町）まで赴いたことがわかる。富士浅間社（現富士山本宮浅間大社）

のある大宮は、人々が宿泊できる「宿」として成立しており、大宮から南部を通って身延に行くことができたのである。

駿河と甲斐を結ぶ道のうち、いちばんよく利用されたのは、身延を通る街道だった。天正八年（一五八〇）に穴山信君が発給した伝馬手形（手形を持つている旅人に馬を提供するよう宿々に指示した文書）に、江尻・興津・由比・内房・万沢・南部・下山・岩間・甲府というように、街道沿いの宿の名前がみえ、道筋と主要な宿の配置がわかる。日蓮の場合と違い、駿府（静岡市葵区）から東に進んで北に折れるコースだが、「内房」が街道沿いの宿としてその名をみせている。

内房宿はほかの史料にも登場する。天文二十一年（一五五二）一月、今川義元の娘が武田義信（晴信の嫡子）に嫁ぐため甲斐に赴くが、二二日に駿府を出発して興津に泊り、二三日に「うつつふさ」に着いたと、『高白斎記』に記されている。また、天文二十三年四月には備前の大村家盛が関東からの帰途にこの地を通った。一四日の朝に沼津を出発、昼は吉原で休憩し、富士川を船で渡ったあと「うつつふさ」に至り、望月という「宿主」の家で一泊している。翌日は南部で昼休憩をとって身延に至っており、内房から身延までは一日の行程だったことがわかる（「参詣道中日記」）。

内房の北端にあたる橋上には、富士川の渡場があった。富士川渡船の要地である橋上には「船役所」が置かれ、旅人が「手判」（手形）を持つているかチェックがなされていた。天文二十一年、今川義元は森彦左衛門尉が北条との戦いの際に「河舟」を操作しながら尽力したことを賞し、諸役免除を認めている（軍勢や兵糧を船に載せ富士川を渡していたのだろう）。永禄一三年（一五七〇）には葛山氏元（駿河郡の国衆）が「はしかみ船役所中」にあてて朱印状を出し、竹阿弥という人を通してほしいと頼んでいる（写真1-11）。氏元のもとを訪れた帰途に竹阿弥が橋上を通ろうとしたところ、「手判がない」とい



写真 1-11 葛山氏元朱印状（個人蔵、山梨県立博物館寄託）

う理由で断られた。そこで氏元はこの朱印状を書いて竹阿弥に渡し、竹阿弥はまた橋上に来て役所の人に朱印状を見せ、無事通してもらったようである。天正四年（一五七六）には穴山信君（駿河江尻城主）が森彦左衛門尉と「初鹿見船方衆」にあてて判物を出し、毎度「筏の奉公」（人員や物資を筏に乗せて運ぶ作業か）を勤めてくれているので、そのほかの諸役を免除すると約束している。

大宮と本栖をつなぐ道

駿河と甲斐をつなぐ道の一つに、大宮を通過して本栖に至る街道もあった。天正一〇年（一五八二）四月、武田氏を滅ぼして帰途についた織田信長は、一二日未明に本栖を出発、「かみのが原」「井手野」を通り、途中「人穴」を見物、大宮に着いて一泊している（『信長公記』、本編第四章第六節）。井出野や人穴から大宮までの道を通ったかは記されていないが、いくつかの史料から道筋を推測できる。天正一〇年七月、徳川家康が駿河から甲斐に入った際には、七日に清水を出発、大宮を通過して「金宮」（淀師の金之宮）まで進んでいる（『家忠日記』、写真1-12）。天文一四年（一五四五）九月に武田晴信が甲斐から駿河に入った時には、一五日に大石寺に着陣、一六日に「馬見墓」（馬見塚）に陣取っている。家康は南から北、晴信は北から南に進んでいるが、大宮―金宮―馬見塚―上野とつながる同じ道を通っており、これを北に延長すると上井出や人穴に至る。大宮と本栖をつなぐ幹線道路は、大宮―金宮―上野―上井出―人穴―本栖というルートだったと推測される。

天文八年（一五三九）の今川義元の判物（井出駒若あて）には「富士上野の関銭として、年中一度、馬一疋につき百文ずつ徴収することを認める」と書かれており（本編第四章第二節）、上野に「関」があったことがわかる。

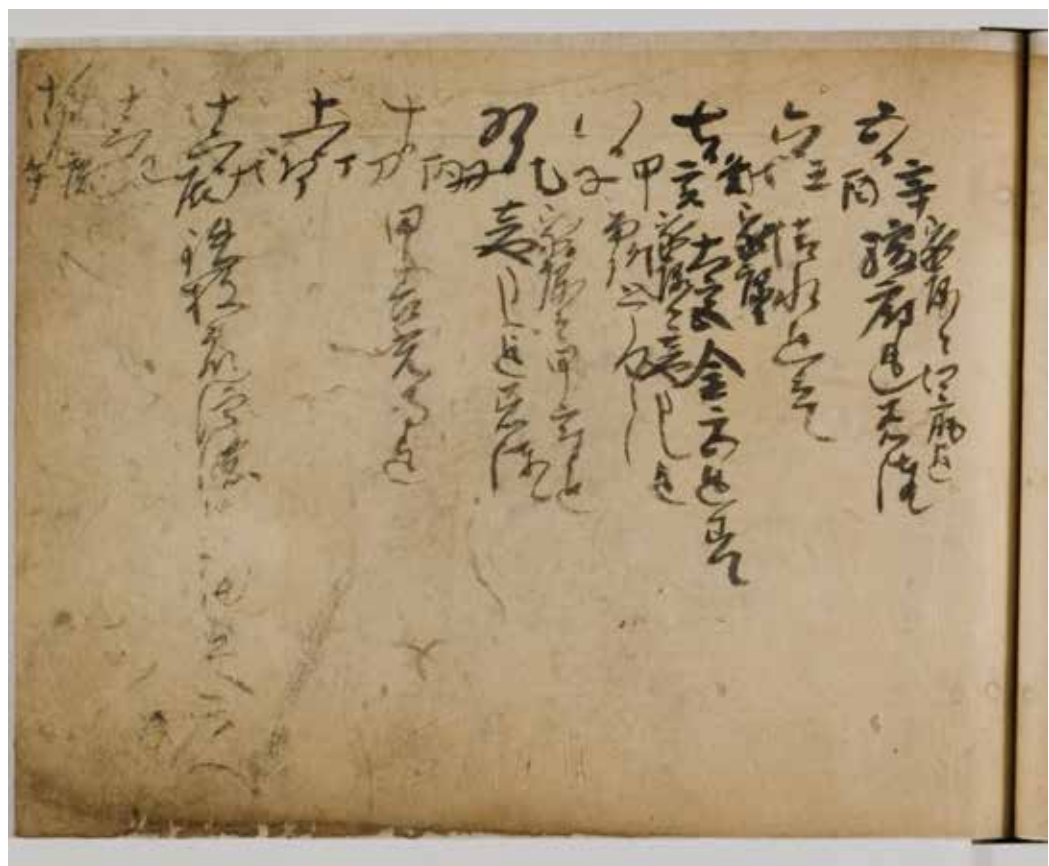


写真 1-12 家忠日記（駒澤大学図書館蔵）

富士宮市域北端の根原にも関が置かれていた。応永一六年（二四〇九）、道仁が富士長永に「富士浅間宮御神領の内の禰原関所」を管理することを認めており、根原（禰原）に関所があったことがわかる（写真1-13）。永禄四年（一五六一）の今川氏真朱印状（北山・木伐山・三沢・下方の山作の頭あて）は「厚原・根原両所の新関」で山作の人たちから関銭を取ることを禁止する（山作は関銭を払わなくてもいい）という内容のもので、戦国期には根原に「新関」が置かれていたことを確認できる。永禄一二年（一五六九）七月には武田信玄が小林七郎左衛門尉に「根原郷ならびに関」三貫文を給与している。天正四年（一五七六）三月には根原郷にあてて武田家の朱印状が出され、伝馬に関わるとりきめを伝えている。根原は街道の要所にあたり、この人々は伝馬の提供を義務づけられていたのである。

上井出と人穴は「上井出宿」「人穴宿」という表記で史料にみえる。天正一一年（一五八三）閏一月、徳川家康が「上井出宿中」の百姓にあてて朱印状を出しており、上井出は「上井出宿」と呼ばれている。同年七月にも家康は「人穴の年寄」にあてて朱印状を出しているが、「駿州富士人穴宿中の事」とあるので、人穴も「人穴宿」として位置づけられていたことがわかる。

本栖から吉原（富士市）に至る道は、本栖―根原―人穴―上井出―上野―大宮―厚原―吉原（元吉原）というコースを辿り、要所には「宿」があって、根原や上野・厚原には関所が置かれていたのである。



写真 1-13 道仁書下（大宮司富士家文書、静岡県立美術館蔵）